

# 広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



## 4 月号

2019 (平成 31) 年  
No. 175



### 友情の輪を広げる少年サッカー大会

第23回目となる「サザン・セト大島少年サッカー大会」が3月29日から3日間の日程で開催され、今年も愛知県など遠方からのチームを含む48チームが参加し、交流を深めました。

決勝戦は、平田フットボールクラブ（島根県）とCOCOROサッカークラブ（広島県）との対戦となり、平田フットボールクラブが2対0で優勝を飾りました。

# まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、 そして確実に

## 平成31年度 町長施政方針

平成31年3月町議会定例会における町長の施政方針を要約してお知らせします。



### 周防大島町長 榎木 巧

平成30年度は、周防大島町にとって大きな話題と試練の年でありました。

7月には中国地方を中心に豪雨に見舞われ、本町においても住宅の全半壊、町道・農道にも大きな被害を受けました。

8月には町内に帰省中であつた2歳の子供が行方不明となり、3日目に無事保護され、「スーパージョランテア」なる流行語も生まれました。

9月には大阪からの逃走犯が本町に長期間滞在したことが判明し、「周防大島町の人々はとても優しく人情味のある方ばかりで、また訪れたい。」とのコメントを残していましたが、ある種複雑な思いがした事件でありました。

そして10月には大島大橋に外国船籍の大型貨物船が衝突し、送水管などを切断する事件が発生しました。町内ほぼ全域が断水し、約1万6千人の生活が麻痺しました。大島大橋も大きく損壊し、一時は全面通行止めになるなど、通勤、通学、さらには物流も遮断され、住民に大きな影響を及ぼしました。11月27日には応急復旧により橋の交通規制が解除され、12月1日には断水も解消いたしました。大島大橋一本にライフラインを依存することが現実問題となったわけですが、このピンチをチャンスに変えるべく総力を挙げて取り組んでまいります。

平成31年度には、周防大島町が合併して15年の節目を迎えます。私自身も、

平成20年11月に周防大島町の2代目の町長に就任してから10年が経過し、また平成28年11月にご信任をいただきました3期目の任期も折り返しを過ぎたところであります。

平成16年10月に大島郡4町が合併して今日まで、「財政健全化」を地方自治の第一の旨とし、専心この課題に取り組み、行財政改革を推進してまいりました。そしてその成果を財源に、住民の生活に密着した施策や施設の整備、地域の安全安心のための防災対策や定住に向けた子育て支援の充実等を図ってまいりました。

また、地域活力の創出を目指し、農業や漁業、豊かな自然、そして先人の築いた偉大な歴史を資源とし、「観光交流人口100万人」を目標に交流人口の拡大を図り、これによる「ひと」や「しごと」の流れを「定住」へつないでいくことで、『だれもが主役になれる町』、『幸せに暮らせる町づくり』を実感していただくことに努めてまいりました。

しかしながら、一番の課題である人口の減少においては、その対策は待ったなしの状況に変わりなく、これまでの子育て支援、教育環境や居住環境の充実といった対策に加えて、全ての施策が定住に繋がるといふ信念のもとに、あらゆる取り組みを重ねていく必要があると考えております。

本町の財政状況については、改善が図られつつも財政構造の弾力化の指標となる経常収支比率は実質的に悪化の状況にあります。また、地方交付税の合併による特例措置が終了することに加え、算定基礎となる国勢調査人口の減少も今後大きく影響することが見込まれ、将来の財政環境はさらに厳しく見通す必要があります。そのため、財政の運営にあたっては、引き続き「歳入に見合う歳出」、「基金繰入金に頼らない予算編成」という基本に立ち返ることが重要であります。

新年度も引き続き「定住対策」、「防災安全対策」、「健康づくり」を重点政策として取り組んでまいります。

#### 《定住対策》

本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げます「安定した雇用の創出」、「新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」、「安心な暮らしを守り連携した地域の創造」というこれまでの基本目標の達成に向け、「あらゆる政策資源をつぎ込み、やれることはすべてやる」という覚悟で取り組めます。

「定住対策」には特効薬はありませんが、何もしなければ取り残されてしまうという困難な課題であります。これまで子育て支援の取り組みといたしまして、義務教育終了時までの医療費自己負担額を所得制限なく全額助成す



るなど「子育てしやすい環境づくり」や、小・中学校への空調設備整備などの「教育環境の充実」を図ってまいりました。

また「交流から定住へ」の取り組みといたしまして、移住者を含め若者が定住するための一つの条件である「居住環境の充実」として、若者定住促進住宅用地整備事業、定住促進住宅建設事業や空家有効活用事業など住宅確保を実施するとともに、基幹産業の振興やそれから展開する観光産業の育成、廃校や空家などを活用したサテライトオフィスの誘致など「雇用の創出」にも努めてまいりました。

町外に住む人が住んでみたくなる、町内に居住する人が住み続けたくなるまちづくりを目指し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進してまいります。

### 《防災安全対策》

町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することが、まちづくりを進める上で何よりも大切と考え、あらゆる事故や災害において「一人の犠牲者も出さない」覚悟で、防災・減災に関する施策を積極的に推進してまいります。

昨年の台風や集中豪雨などによる災害は記憶に新しく、近年の自然災害の規模や頻度は確実に拡大してきており、自治体における地域防災力は、強

化とともに多様な対応も必要となります。また、災害対応における課題も幅広く、また複雑なことも多いことから、国土強靱化を含め国や県とともに、喫緊の課題としてこれに臨む必要があります。

一方、地域と自治体が主体となって取り組むべき実効性のある自主防災組織の充実や、「自助」「共助」「公助」の役割分担の意識の向上については、これまで重点的に取り組んでまいりましたが、昨年の事故等を教訓に、個人、地域コミュニティ、地域福祉や地域消防組織、そして自治体の連携をさらに強化し、支え合いや避難行動など本町ならではの防災機能を確立し、地域防災力としての強化、醸成を図ってまいります。

### 《健康づくり》

自らが積極的に健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しを行うなど疾病を予防し、健康レベルの向上を図り、健康寿命の延伸を目指すため、健診の受診率を高めるとともに、健康づくりに必要な情報の提供を行います。

国においては、高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指すとしております。本町においても従前から、生涯にわたり、社会に参画し、いきいきと

人生を送るためには、健康で自立した暮らしができることが大切であると、そのための取り組みが「健康づくり」の施策であると考えております。

これまで、社会の活力の増進や、社会保障費の軽減と町民への負担軽減につながることから、健診の受診率の向上等による疾病の早期発見、早期治療、更には減塩環境対策の拡充、自主的な健康づくりへの参画や健康を意識した生活習慣の見直しに努めてまいりましたが、さらに、地域の実情に応じた本町ならではの取り組みも充実する必要

があります。「健康づくり」の目指すところは「健康寿命」が「平均寿命」に近づくことであり、そのことで「幸せに暮らすこと」を実感していただきたいと思っております。

引き続き「財政の健全化」を前提としながら、これら3つの重要政策と地域に密着した事業に、「至誠」と「調和」を意識し、さらに「まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に」の初心に立ち返り、しっかりと取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

## 再編交付金で事業を実施しました

平成19年度から、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」第6条の規定により、在日米軍再編による住民生活の安全に及ぼす影響が増大する市町村に対し、公共施設の整備、住民生活の利便性向上や産業の振興に寄与する事業を対象に、国から再編交付金が交付されています。周防大島町には平成30年度に2億5,366万円が交付され、次の事業を実施しました。

### ○ 防災に関する事業

- ・ 漁港高潮対策整備事業（油宇地区）

1,383万6千円

### ○ 教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業

- ・ 周防大島町立小学校空調設置事業（沖浦小学校）

2,719万4千円

- ・ 外国語活動推進事業基金積立

1,600万円

### ○ 福祉の増進および医療の確保に関する事業

- ・ ちびっ子医療費助成事業基金積立

6,163万円

- ・ 福祉医療制度自己負担分助成事業基金積立

3,900万円

- ・ 医療確保対策事業基金積立（非常勤医師の確保）

9,600万円

# 平成31年度当初予算

本町ではこれまで「周防大島町行政改革推進本部会議」で協議された事業見直しや「第3次行政改革大綱実施計画の前倒し」により事業の休廃止を行うなど、大幅な一般財源不足に対応する取組を行ってきたところです。

平成31年度の予算については、引き続きこの取組を進めるとともに「幸せに暮らせるまちづくり」のための政策実現と財政健全化、そして人口減少問題に対応する移住・定住対策につながる予算を編成しました。

昨年10月の大島大橋損傷事故により送水管が破断し、長期間断水となったことへの対策として旧簡易水道施設の水源井戸を調査し、非常時の補助水源利活用について検討を行います。

また、消費税引き上げによる負担を緩和するとともに地域における消費喚起のため、低所得者や子育て世帯を対象に国の全額補助によるプレミアム付商品券事業を行います。

## 平成31年度の主な事業 ～「幸せに暮らせる町づくり」の実現に向けて～

### ● 安心して子供を生み育てられる町

プレミアム付商品券事業、産後ケア事業、産婦健診事業、中学生医療費助成事業、保育料同時入所2人目以降無料化事業、子育て世代包括支援センター事業、統合中学校美術室棟・体育倉庫等新增築事業

### ● 働く意欲の湧き出る町

周防大島復興支援事業、若者定住促進住宅建設事業、有害鳥獣捕獲事業、鳥獣被害防止施設等整備事業、体験交流型観光推進事業

### ● 自然と環境にやさしい町

被災家屋支援事業、公共下水道施設機能保全事業、家房公衆トイレ新築事業、合併浄化槽設置整備事業、久賀・大島地区公共下水道事業、東和片添地区公共下水道事業

### ● 晩年を豊かで安心して過ごせる町

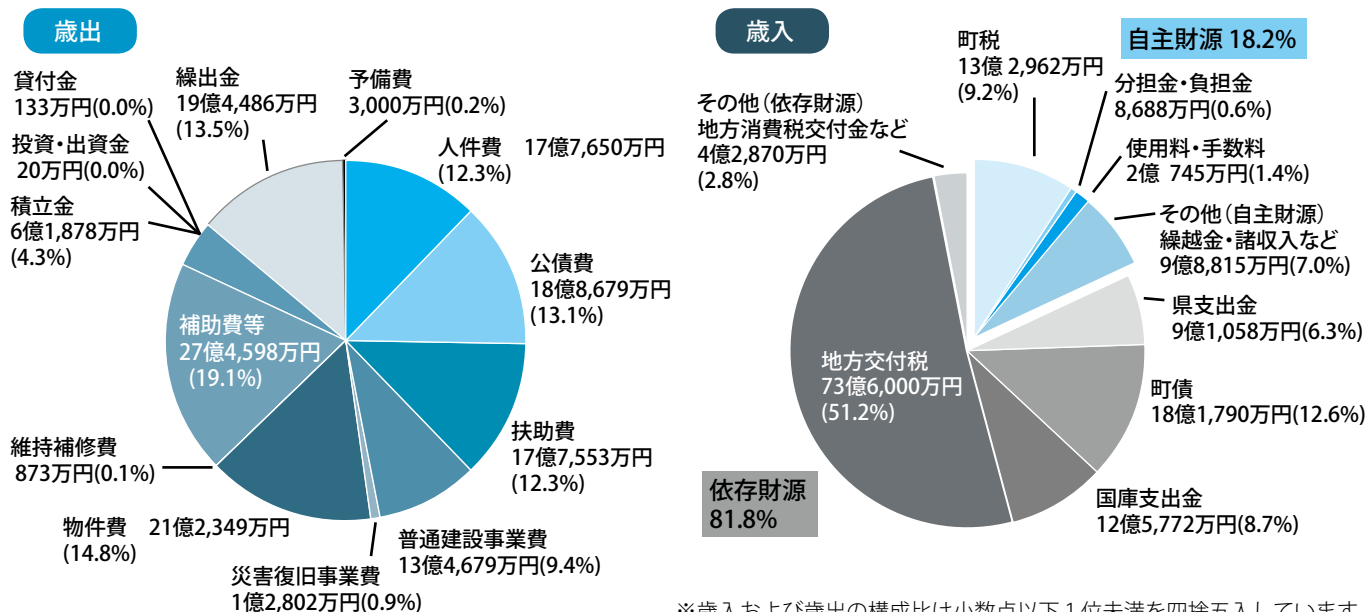
救急安心センター事業、道路橋りょう補助災害復旧事業、橘斎場設備改修事業、非常用自己水源井戸調査事業、健診・保健指導事業、自主防災組織防災資機材整備事業、木造住宅耐震調査・耐震改修補助事業

### ● 次世代に素敵な未来を約束する町

県外人材町内就職促進事業補助金、定住促進対策事業、空家対策ローン利子補給事業、道の駅サザンセトとうわ改修事業、スポーツ観光誘致事業、浮島地区海底送水管布設事業

※平成31年度に実施する主要事業については「町のよさん」と題して、広報紙で随時紹介していきます。

## ◆平成31年度歳入歳出当初予算（一般会計 143億8,700万円）◆



※歳入および歳出の構成比は小数点以下1位未満を四捨五入しています。

◆基金の状況

区 分		平成 29 年度末 現在高	平成 30 年度末 現在高 (見込み)	平成 31 年度末 現在高 (見込み)	
一般会計	財政調整基金	58 億 8,461 万円	55 億 2,884 万円	52 億 8,652 万円	
	減債基金	4 億 6,856 万円	6 億 3,950 万円	6 億 3,955 万円	
	中山間ふるさと・水と土 保全対策基金	3,113 万円	3,113 万円	3,113 万円	
	まち・ひと・しごと創生基金	2 億 7,273 万円	1 億 9,128 万円	1 億 4,388 万円	
	県収入証紙購入基金	300 万円	300 万円	300 万円	
	奨学資金貸付基金	1,000 万円	1,001 万円	1,001 万円	
	土地開発基金	2 億 7,082 万円	2 億 7,083 万円	2 億 7,084 万円	
	ちびっ子医療費助成事業基金	4,877 万円	8,996 万円	6,949 万円	
	観光振興事業助成基金	5,590 万円	3,138 万円	1,991 万円	
	福祉医療費一部負担金助成 事業基金	3,559 万円	6,292 万円	5,169 万円	
	ふるさと応援基金	3,256 万円	7,176 万円	8,136 万円	
	C A T V 加入促進事業基金	2,498 万円	2,191 万円	2,031 万円	
	外国語活動推進事業基金	3,168 万円	3,199 万円	2,436 万円	
	周防大島高等学校通学支援費 給付基金	3,342 万円	2,692 万円	2,093 万円	
	福祉振興基金	2 億 8,111 万円	2 億 8,114 万円	2 億 8,117 万円	
	医療確保対策事業基金	2,400 万円	2,401 万円	2,402 万円	
	合併地域振興基金	—	5 億円	10 億 5 万円	
	特別会計	国民健康保険基金	2 億 172 万円	2 億 427 万円	1 億 5,343 万円
		介護給付費準備基金	8,213 万円	9,220 万円	3,845 万円
合 計		77 億 9,271 万円	81 億 1,305 万円	81 億 7,010 万円	

◆一般会計・特別会計当初予算

会 計 名	予 算 額
一 般 会 計	143 億 8,700 万円
国民健康保険 事業特別会計	29 億 4,682 万円
後期高齢者医療 事業特別会計	4 億 6,235 万円
介護保険事業 特別会計	34 億 5,791 万円
簡易水道事業 特別会計	3 億 6,461 万円
下水道事業 特別会計	15 億 278 万円
農業集落排水 事業特別会計	2 億 9,244 万円
漁業集落排水 事業特別会計	6,212 万円
渡船事業 特別会計	7,824 万円
合 計	235 億 5,427 万円

水道事業特別会計	予 算 額
収益的収入	8 億 6,111 万円
収益的支出	8 億 2,902 万円
資本的収入	590 万円
資本的支出	1 億 8,602 万円

病院事業特別会計	予 算 額
収益的収入	55 億 4,613 万円
収益的支出	55 億 4,583 万円
資本的収入	2 億 8,960 万円
資本的支出	9 億 4,643 万円

◆地方債の状況

区 分	平成 29 年度末現在高	平成 30 年度末現在高 (見込み)	平成 31 年度末現在高 (見込み)
一般会計	166 億 2,359 万円	169 億 3,124 万円	170 億 153 万円
特別会計	149 億 4,973 万円	153 億 1,038 万円	155 億 9,908 万円
簡易水道事業特別会計	8,141 万円	2 億 3,869 万円	4 億 652 万円
下水道事業特別会計	25 億 6,261 万円	32 億 1,464 万円	39 億 2,951 万円
農業集落排水事業特別会計	17 億 3,554 万円	16 億 5,300 万円	15 億 5,683 万円
漁業集落排水事業特別会計	1 億 3,006 万円	1 億 2,774 万円	1 億 2,926 万円
渡船事業特別会計	710 万円	710 万円	710 万円
水道事業特別会計	19 億 7,965 万円	18 億 3,199 万円	16 億 5,562 万円
病院事業特別会計	84 億 5,336 万円	82 億 3,722 万円	79 億 1,424 万円
合 計	315 億 7,332 万円	322 億 4,162 万円	326 億 61 万円



# 町職員の異動

平成31年4月1日付 ( ) 内は旧所属

## 【部長級】

▼健康福祉部長兼久美保育所長 近藤晃(大島総合支所長) ▼環境生活部長 豊永充(水道課長) ▼久賀総合支所長 藤井正治(久賀総合支所長(課長級)) ▼大島総合支所長 山本勲(政策企画課長) ▼東和総合支所長 大川涉(商工観光課長)

## 【課長級】

▼政策企画課長 岡本義雄(総務課長) ▼総務課長 中元辰也(健康増進課長) ▼健康増進課長 山中輝彦(健康増進課医療保険班長) ▼福祉課長 安高あやみ(福祉課民生福祉班長) ▼商工観光課長 松村浩(商工観光課公共施設管理班長) ▼水道課長 小泉周三(教育委員会総務課総務班長)

▼政策企画課地域振興班長 木嶋勇人(大島総合支所地域窓口班長) ▼政策企画課広報情報統計班長 花野千里(久賀総合支所) ▼健康増進課医療保険班長 大久保晴美(健康増進課) ▼福祉課民生福祉班長 辻田建一(農林課農林振興班長) ▼介護保険課介護保険班長 前崎好恵(政策企画課) ▼介

護保険課地域包括支援センター長 佐原聡子(介護保険課) ▼商工観光課公共施設管理班長 濱中靖夫(介護保険課地域包括支援センター長) ▼農林課農林振興班長 行田一生(農林課土地改良班長) ▼農林課有害鳥獣対策班長 高田浩(教育委員会社会教育課社会教育班長) ▼農林課土地改良班長 枝川和雄(東和総合支所地域窓口班長) ▼大島総合支所地域窓口班長 井上和子(介護保険課介護保険班長) ▼東和総合支所地域窓口班長 小方享一(政策企画課広報情報統計班長) ▼教育委員会総務課総務班長 中原藤雄(政策企画課地域振興班長) ▼教育委員会社会教育課社会教育班長 杉山安英(農林課有害鳥獣対策班長)

## 【一般職】

▼会計課 宝満朱里(介護保険課) ▼政策企画課 濱田真(福祉課) ▼総務課 今尾美帆(農林課) ▼総務課 中岡貴史(財政課) ▼財政課 中川好洋(生活衛生課) ▼税務課 竹本香織(総務課) ▼税務課 木村和貴(教育委員会社会教育課) ▼税務課 三吉響子(福祉課) ▼契約監理課 西村寿海(健康増進課) ▼健康増進課 尾野栄嗣(東

和総合支所) ▼健康増進課 濱岡聡(契約監理課) ▼福祉課 江本克也(総務課) ▼福祉課 濱田善郷(教育委員会総務課) ▼福祉課 飯田哲哉(下水道課) ▼介護保険課 中河麻実(会計課) ▼商工観光課 宮本真一(総務課付山口県出向) ▼商工観光課 大谷快(総務課付柳井市出向) ▼農林課 広津アサ美(大島総合支所) ▼生活衛生課 村田朋行(橘総合支所) ▼生活衛生課 藤元将敬(税務課) ▼下水道課 松井豪(教育委員会社会教育課) ▼下水道課 平本悠貴(福祉課) ▼久賀総合支所 宇都智美(税務課) ▼大島総合支所 木下夏希(税務課) ▼東和総合支所 末武良浩(福祉課) ▼橘総合支所 安村幸児(農林課) ▼教育委員会総務課 中村和典(商工観光課) ▼社会教育課 戎浩和(税務課) ▼社会教育課 西本佳郎(生活衛生課)

## 【新採用】

○一般職  
▼税務課 中島謙心 ▼福祉課 工藤優実 ▼介護保険課 片山昌洋 ▼介護保険課 坂岡礼絵 ▼農林課 末長寿規  
○船舶職  
▼政策企画課 嶋本憲祐

## 【再任用】

▼介護保険課 松永晴美 ▼商工観光課 池元恭司 ▼商工観光課 山崎実 ▼久美保育所 光井文夫 ▼久美保育所 末広良子 ▼日良居出張所 迎智可志 ▼日良居出張所 平田勝宏

## 【退職】

(平成31年3月31日付)

○部長級  
▼健康福祉部長 平田勝宏  
▼環境生活部長 佐々木義光  
○課長級  
▼福祉課長 光井文夫  
▼久美保育所長 木村敏子  
▼東和総合支所長 山崎実  
○看護職  
▼介護保険課 松永晴美



# 病院事業局の異動

平成31年4月1日付 ( ) 内は旧所属

## ○病院事業局

▼総務部長兼業務課長 大元良朗(総務部総務課長) ▼総務部総務課長 木村稔典(総務部財政課長) ▼総務部財政課長 川野宏之(大島病院事務長補佐)

## ○東和病院

▼外科部長 内迫博幸(新採用) ▼内科医員 高山厚(新採用) ▼理学療法士 野川征伸(橋病院理学療法士) ▼理学療法士 宇野克彦(新採用) ▼作業療法士 空田剛彦(新採用) ▼副総看護師長 廣本好美(橋病院総看護師長) ▼看護師 大坂直輝(新採用) 後藤園子(新採用) 井ノ上陽菜(新採用) ▼事務長 森本守(大島病院事務長) ▼事務長補佐 青木政彦(橋病院事務長) ▼事務室主任 高城満紀(大島病院事務室主任)

## ○橋病院

▼理学療法士 林弘樹(東和病院理学療法士) ▼総看護師長兼さざなみ苑総看護師長兼総務部教育看護師長 神田里枝子(総務部教育看護師長) ▼看護師 葛本美保子(新採用) ▼事務長兼さざなみ苑事務長 野坂孝治(やすらぎ苑事務長心得) ▼事務室主任 高瀬光司(東和病院事務室主任) ▼事務室

主事 小川航也(大島病院事務室主事)

## ○大島病院

▼主任薬剤師 磯兼将臣(橋病院主任薬剤師) ▼看護師長 阿部史(大島病院看護師長心得) ▼副看護師長 捧涼子(大島病院副看護師長心得) ▼看護師 吉次佐知子(新採用) 黒瀬有也香(新採用) 野田涼(新採用) 宗宮葉月(新採用) 川並奈津希(新採用) ▼事務長 高城広(さざなみ苑事務長) ▼事務長補佐 安村淳(橋病院事務長補佐) ▼事務室主事 木村彰吾(東和病院事務室主事) 中村倫子(総務部財政課主事) ○さざなみ苑 ▼看護師長心得 岡本奈緒美(さざなみ苑副看護師長) ○やすらぎ苑 ▼事務長心得 末松博通(総務部総務課長補佐)

## ○橋病院附属健康管理センター

▼保健師 村上登紀(大島看護専門学校教員) 【再任用】 ▼病院事業局総務部 村岡宏章 ▼橋病院 三浦智明 【退職】 (平成31年3月31日付) ▼内科医長 橋本一夫(大島病院) ▼内科医員 賣豆紀晶洋(東和病院) ▼

薬剤師 佐川豪将(大島病院) ▼臨床工学技士 岡田臣司(大島病院) ▼管理栄養士 鴨居正高(橋病院) ▼総看護師長 藏本幸子(さざなみ苑) ▼副看護師長 砂田明美(大島病院) 林義之(大島病院) ▼看護師 若本久子(橋病院) 大西美加(東和病院) 二家本美紀(東和病院) 岩崎美和(大島病院) 岡崎瞳(大島病院) 米川陽子(大島病院) ▼准看護師 平岡真弓(橋病院) 岡本至郎(さざなみ苑) ▼看護助手 中川茂美(東和病院) ▼眼科助手 仁保知博(大島病院) ▼調理師 尾崎美江子(東和病院) ▼総務部長兼業務課長 村岡宏章(病院事業局総務部) ▼事務長 三浦智明(東和病院)

## 署だより

### 新入学期の交通事故防止

入学シーズンとなりましたが、子供が歩く通学路には危険が潜んでいることをご存じですか。保護者の方は子供さんと一緒に通学路を歩くことで、いつもは気付かない歩行者の立場の危険が覚えてくるかもしれません。

ドライバーの方も横断歩道は歩行者優先という意識のもと、交通ルールとマナーをお互いに守り、交通事故をなくしましょう。

#### ◆道路を渡るとき

横断歩道がある場所の付近では、横断歩道を利用しましょう。横断する前は「右・左」をよく見て、車が来ないことを確認し、横断前にもう一度「右・左」を確認しましょう。

#### ◆周囲の危険をよく確認しましょう

道路上では、子供は弱者として守られるべき立場にありますが、道路は危険な場所なので、安全確認を怠らないようにしましょう。

#### ◆家族で交通安全について話し合しましょう

普段、ドライバーであることが多い保護者の方、自転車や歩行者、それぞれの立場・違った目線で交通安全について話し合ってみましょう。

#### ◆問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110  
柳井警察署 ☎0820(23)0110

## 全国大会出場者へ激励費授与

スポーツ振興の一環として、全国大会に出場される方に激励費が授与されました。

第27回ヤングリーグ春季大会

開催期間 3月23日～25日

開催地 岡山県

久賀中学校 大村力翔くん(2年)

松原隆太くん(2年)

大島中学校 牧野琳太郎くん(2年)



▲ヤングSADの一員として出場した皆さん(右から大村力翔くん、松原隆太くん、牧野琳太郎くん 授与式: 3月15日)

## 表彰

◆大島郡体育協会表彰

・体育功労賞

西村仁明さん(日前)

〈大島郡陸上競技協会〉

しつちよる? やつちよる? 健康づくり!

「ちょび塩」でおいしく、運動・活動で元気に! 73

高い低いだけじゃない!

～血圧の左右差にご用心～

血圧は、測る時間や姿勢だけでなく、測定する左右の腕で変わるのをご存知ですか?人の体や顔は、一見左右対称に見えますが、全てが同じではありません。筋肉の太さが違うように、血圧も血管の太さや形によつて左右で差があります。当然と言えば当然ですが、この左右差を気にしたことはありませんか?今回は、血圧の左右差について、意外に知られていない新事実をご紹介します!

血圧は左右どちらで測定すればいいの?

血圧の測定方法は人により様々ですが、自分で測る場合、「利き腕と逆側」が一般的とされています。しかし、血管の太さは左右非対称なので、基本的に同じ数値になることはほとんどなく、左腕よりも右腕の血圧の方が少しだけ高くなる傾向があることをご存知でしたか?これは、心臓に近い大動脈から上腕へ行く血管(鎖骨下動脈)が、左側よりも右側ではよく分岐することによって起こるものです。この、左右の血圧の差が10mmHg以上の状態が続く場

合には、動脈硬化による血管の狭窄または閉塞や大きな病気が疑われることがあります。つまり、毎日片方で測定し「高血圧か低血圧か」を確認するだけでなく、両腕を測定し、左右の血圧の差を比べることで、更なる健康状態を知る手掛かりとして活用できます。



### ●左右の血圧の測り方

- ①右腕で測定↓②左腕で測定↓
- ③再度右腕で測定し、②と③の値を見る

### ●左右の上腕血圧差を生じる疾患等

- ・動脈硬化
- ・動脈硬化による鎖骨下動脈狭窄・閉塞
- ・大動脈解離
- ・大動脈炎症症候群
- ・放射線治療後

### 正常な血圧の左右差は?

血圧の左右差の正常値は次のとおりです。

- ・64歳未満 15～20mmHg以内の差
- ・65歳以上 10mmHg以内の差

若い人の血圧は、骨格や筋肉の発達の影響などで左右の血圧のバランスが

不安定になりがちです。また、中年以降に10mmHg以上の差がある場合は、死亡リスクが約1.6倍になることになっていきます。しかしこの左右差、病気かもと焦ったり、イライラしているなどの気持ち(心因性)や厚着等で身体を締め付けることでも影響します。まずは深呼吸して、リラックスすることを心がけ、左右の差が大きい日が続く場合は一度主治医にご相談ください。

### ●ちょび塩クイズ

平成30年度、町内の小中学生を対象に食事調査を行いました!

そこで問題です。中学生の1日の食塩摂取量は何gだったでしょう。ちなみに12歳以上の1日の目標量は男8.0g未満、女7.0g未満です。(答えは15ページに掲載)

- ①9.5g ②10.5g ③11.5g

### ■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班

☎0820(73) 5504



# 農地の無断利用を防ごう！

～農地の売買・貸借・転用には許可が必要です～

農地を宅地、駐車場、進入路、資材置場等の農地以外のものにする（転用）には、町長の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません。（農地法第4条、第5条）

また、農地に桜やクヌギを植林する場合も許可が必要です。

ただし、自己所有の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や、2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合等は、許可が不要です（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください。）

## 農地転用の手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

### ① 町長の許可 (農地が4ヘクタール以下の場合)

町長の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して町に提出してください。

### ② 農林水産大臣の許可 (農地が4ヘクタールを超える場合)

農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

なお、この場合は、許可申請に先立ち事前審査を受けることができます。

## 農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

### ① 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用地区域内にある農地や集団的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。（農用地区域の確認は、農林課へお問い合わせください）

### ② 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

## 許可なく貸借や転用をしたら？

許可を得ず、また、届出をせずに農地を利用すると耕作権の保護や権利移転などの法律行為が無効になります。また、農地法に違反することになり、違反転用の場合は町長が工事の中止や原状回復などを命ずることができます。

農地の権利移転や転用に係る許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地に関する手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

■問い合わせ 周防大島町農業委員会（農林課内） ☎0820（79）1002

# 平成 31 年度の保育関係事業のお知らせ

## ①保育料を軽減します

### ★保育料同時入所 2 人目以降無料化事業（継続）

同一世帯の就学前児童が町内の保育所に 2 人以上同時に入所する場合、保育料の負担は 1 人目のみとなり、2 人目以降は無料とする保育料同時入所 2 人目以降無料化事業を継続実施します。

### ★町の単独事業で保育料の減額を行っています（継続）

平成 31 年度の町保育料と国の基準保育料との比較は表のとおりです。（単位：円）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		3 歳未満児【3 号認定】			3 歳以上児【2 号認定】			
階層区分	定 義	国基準保育料		町保育料	国基準保育料		町保育料	
		保育標準時間の方	保育短時間の方	保育標準時間・保育短時間の方	保育標準時間の方	保育短時間の方	保育標準時間・保育短時間の方	
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
第 2 階層	町民税非課税世帯	9,000	9,000	4,700	6,000	6,000	3,000	
	町民税非課税世帯（第 2 子）	0	0	0	0	0	0	
	町民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0	
第 3 階層	町民税所得割課税額	48,600 円未満	19,500	19,300	13,600	16,500	16,300	11,500
		48,600 円未満（第 2 子）	9,750	9,650	6,800	8,250	8,150	5,750
		48,600 円未満（ひとり親世帯等）	9,000	9,000	4,350	6,000	6,000	3,000
第 4 階層	町民税所得割課税額	48,600 円以上 97,000 円未満	30,000	29,600	21,000	27,000	26,600	18,900
		48,600 円以上 57,700 円未満（第 2 子）	15,000	14,800	10,500	13,500	13,300	9,450
		48,600 円以上 77,101 円（ひとり親世帯等）	9,000	9,000	4,700	6,000	6,000	3,000
第 5 階層	町民税所得割課税額	97,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,900	31,100	41,500	40,900	29,000
第 6 階層		169,000 円以上 301,000 円未満	61,000	60,100	37,000	58,000	57,100	34,800
第 7 階層		301,000 円以上 397,000 円未満	80,000	78,800	47,000	77,000	75,800	36,700
第 8 階層		397,000 円以上	104,000	102,400	61,100	101,000	99,400	47,800

※町民税の課税額により決定します。

4 月～8 月分の保育料は平成 30 年度の町民税額、9 月～3 月分までは平成 31 年度の町民税額。

※所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等の第 2 子以降の児童が入所する場合、所得割課税額 57,700 円未満の世帯の第 3 子以降の児童が入所する場合、保育料は無料となります。

※修正申告をしたときや、家庭の事情などが変わったとき（再婚・離婚など）、保育料が変わることがありますので、福祉課へお届けください。

### ★多子世帯保育料等軽減事業（継続）

第 3 子目以降の児童が入所する場合、階層区分により保育料の軽減を行っています。

○第 2～4 階層まで・・・無料（月額） ○第 5～8 階層まで・・・半額（月額）

### ★保育料の軽減（国基準保育料からの軽減）

本町では、町単独による保育料の減額、多子世帯保育料等軽減事業、保育所同時入所 2 人目以降の保育料を無料にすることで、国の基準保育料と比較して総額 5,425 万 9 千円（軽減率 52%）の減額を行います。

### ◆幼児教育・保育の無償化について

国において、10 月から幼児教育・保育の無償化の実施を予定しております。3～5 歳の全ての子どもおよび 0～2 歳の市町村民税非課税世帯の子どもについて保育料が無償化される予定です。そのため 10 月以降保育料が変更になることが予測されますが詳細について検討中ですので、制度が決まりましたら、追ってご案内いたします。

## ②保育所英語講師派遣事業を実施します（継続）

町内の全保育所を対象に年間 24 回、幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うことを目的とする保育所英語講師派遣事業を継続実施します。

◆問い合わせ 福祉課（福祉事務所） ☎ 0 8 2 0（7 7）5 5 0 5

# 民生委員・児童委員の活動をご存知ですか？

大正6（1917）年5月12日に民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度（さいせいこもんせいど）」が岡山県で誕生しました。

このことに由来し、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定め活動を行っています。



▲高齢者等の緊急通報システムについての研修を受講する久賀地区民生委員・児童委員

## ■民生委員・児童委員とは

民生委員法ならびに児童福祉法により国（厚生労働大臣）から委嘱を受けています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らしつづけることができるまちづくり」のために様々な活動や暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。

定期的に会議や研修会を開催し、資質の向上に努めています。

## ■主任児童委員とは

児童福祉法に基づき民生委員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、家庭・学校・児童相談所等の関係機関と連携を図りながら活動します。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆さまの心のよりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、111名の民生委員・児童委員と8名の主任児童委員が活動しています。困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には、公務員と同等の守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820（77）5505



「簡単に儲かる!」等とつたう情報商材の広告に注意!

### 【相談】

インターネットで「ブログを書いてSNSで拡散するだけで稼げる」という広告を見つけたが、信用してもよいか。

### 【処理】

同様の相談が、全国の消費生活センターなどに多く寄せられており、高額登録料が必要だったり、指示どおりに作業しても収入にならなかつたりしたというトラブルが発生していることを伝えた。また、決して広告をうのみにせず、安易に契約しないよう助言した。

### 【ワンポイント講座】

インターネット上には、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いたウェブサイトや動画が氾濫しています。また、SNSやメールなどを通じて勧誘されることもあります。簡単に高額収入を得られることを強調する広告には、特に注意が必要です。契約をする前に冷静に考えましょう。取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、最寄りの消費生活相談窓口や県消費生活センターなどに相談しましょう。

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820（22）2125

山口県消費生活センター

☎083（924）0999

■問い合わせ 周防大島町商工観光課  
☎0820（79）1003



# 生涯学習講座のご案内

教育委員会主催

受講には事前の登録が必要です。各問い合わせ先にお申し込みください。

## はつらつ講座

期間	5月～翌年3月
回数	7回（その内、研修視察1回）予定
年会費	研修視察参加費・教材費は自己負担有
対象	町内在住の60歳以上の方
内容	マンドリン演奏会、健康に関する講座、身体に関する講座、人権に関する講座、研修視察旅行（参加条件あり）等
会場	大島文化センターほか

◆問い合わせ  
大島公民館 ☎ 74 - 3800 F A X 74 - 3999  
oshimakuyoi@town.suo-oshima.lg.jp



▲昨年度の講座の様子

## 悠遊教室

期間	5月～翌年3月
回数	8回（その内、研修視察2回）予定
年会費	研修視察参加費・教材費は自己負担有
対象	町内在住の60歳以上の方
内容	研修視察旅行、音楽健康体操、人権に関する講座、健康講座、歌
会場	久賀総合センターほか

## 生涯学習講座

期間	5月～12月
回数	3回予定
年会費	無料
対象	町内在住の方（年齢は問いません）
内容	人生の爽りの時をより豊かにするための講座、からだ元気教室、小物づくり（ポーセラーツ・アロマワックスサシェ等）
会場	久賀総合センターほか

◆問い合わせ  
久賀公民館 ☎ 72 - 2271 F A X 72 - 0491  
kukakuyoi@town.suo-oshima.lg.jp

## かがやき塾

期間	5月～翌年3月
回数	8回（そのほか、特別講座2回）予定
年会費	研修視察参加費・教材費は自己負担有
対象	町内在住の方（年齢は問いません）
内容	防災に関する話、人権に関する話、食の話、ミニコンサート、絵手紙入門、研修視察旅行、快眠講座
会場	東和総合センターほか

◆問い合わせ  
社会教育課 ☎ 78 - 2205 F A X 78 - 5067  
syakai@town.suo-oshima.lg.jp

## おれんじ倶楽部

期間	5月～翌年2月
回数	5回（その内、研修視察1回）予定
年会費	研修視察参加費・教材費は自己負担有
対象	町内在住の方（年齢は問いません）
内容	研修視察旅行、ゆる体操、フラワー教室、出前講座、調理実習
会場	橘総合センターほか

◆問い合わせ  
橘公民館 ☎ 77 - 0100 F A X 77 - 1673  
tachibanakuyoi@town.suo-oshima.lg.jp

# ●地域づくり活動支援事業について

町では、平成31年度に地域づくりを目的とした事業を行う団体にに対し、予算の範囲内で活動を支援するための補助金を交付する事業を実施します。

## ■対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3名以上で構成され、政治・宗教・営利のみまたは団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体（ただし、同一内容で3年度認定を受けた事業は除く）

## ■対象事業

- ① 新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業
- ② 地域の個性や特性に磨きをかける人材育成事業、魅力発揮事業
- ③ 住民参画による地域づくりの気運を育むイベント、ワークショップ等の開催事業

## ■補助金額

一団体への支援は、事業費の9割以内とし、新規の活動や小規模な活動を立ち上げ、実施するスタートアップ支援事業については上限20万円、活動の定着・自立化を図るステップアップ支援事業については上限を50万円とします。支援限度額に事業規模を合わせ

せる必要はありません。

※補助金額は、審査の結果により減額となる場合があります。なお、翌年3月末までに事業が終了するようにして

### 平成30年度の地域づくり活動支援事業を活用した取組

#### スタートアップ支援事業（新規の活動や小規模な活動の立ち上げ・実施）

団体名	事業名（事業概要）
NPO 法人島スクエアプラス	インバウンド観光おもてなしびと養成講座
みがまの樹	三浦が元気になる仕組みづくり
瀬戸内ゆめづくりの会	白木山西山麓の歴史と景観の再発見

#### ステップアップ支援事業（活動の定着・自立化を図る）

団体名	事業名（事業概要）
山口県東部海域にエコツーリズムを推進する会周防大島支部	エコツーリズムの推進・白木半島エリアの自然環境の保全
油宇を美しくする会	油宇地区みんなで参画できる憩いの場作り（ホットスペース：ゆうみん）
戸田さくらの会	さくら公園を整備することで観光名所で地域活性化を図る
特定非営利活動法人ふるさと里山救援隊	久賀地区棚田再生事業～周防大島全域への展開を視野に地方創生のトップステージへ～

ださい。

※募集要項や様式は、町ホームページまたは各総合支所ですていただけますので、ご応募ください。

■募集期限 5月15日(水)必着

■問い合わせ 政策企画課

☎0820(74)1007

# ●文化振興事業について

町では平成31年度に、教養・文化に対する意識を高め、豊かな感性と創造性を育むことを目的とした事業を行う団体にに対し、文化の振興に資するための補助金を交付する事業を実施します。

## ■対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3名以上で構成され、政治・宗教・営利または団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体（ただし、同一内容で3年度認定を受けた事業は除く）

## ■対象事業

- ① 地域文化の振興と地域文化の創造を図る事業
- ② 地域文化に親しむ環境づくりを育成する事業
- ③ 地域文化の高揚を図り、住民参加型の文化振興に資する事業

## ■補助金額

一団体への補助金は、対象事業費の9割以内とし、上限を20万円とします。  
※補助金額は、審査の結果により減額となる場合があります。なお、翌年2月末までに事業が終了するようにしてください。  
※募集要項や様式は、町ホームページまたは各総合支所ですていただけますので、ご応募ください。

さい。

■募集期限 5月15日(水)必着

■問い合わせ 社会教育課

☎0820(78)2205

### 平成30年度の文化振興事業を活用した取組

団体名	事業名（事業概要）
周防読書塾	郷土関係小冊子「屋代島随想・第7集」の発行
光峰流吟道大島教室	詩吟を通して「仲間づくり」「地域づくり」そして「青少年健全育成」
島の生活文化研究会	島の寺子屋講演「生産から分解へ 来るべき世界のかたまりを考える」
周防大島地人協会	坂本長利独演劇「土佐源氏」周防大島公演
大島陶芸教室 つくし窯	大島陶芸教室つくし窯 40周年記念事業の実施
星野哲郎先生の音頭を継承する会	星野哲郎先生の音頭を踊ろう
ふるさと大島学習館	展示の更新拡充とフロアプランの変更

ほうでえ～

ありや～のう

# 周防大島町の話題

▶選果の様子



▶初荷式後に試食が行われました



## ゆめほっぺの出荷が始まりました

3月9日、ゆめほっぺ（せとみ）の初荷出発式がJ A 山口大島柑橘選果場（現山口県農業協同組合周防大島統括本部柑橘選果場）で行われました。

せとみは、山口県柑きつ振興センターが清見と吉浦ポンカンを掛け合わせて育成した山口県オリジナル柑橘で、せとみの中でも糖度13・5度以上、酸度1・35%以下のものを「ゆめほっぺ」として出荷しています。

今年は、袋掛けの徹底や一斉採取、貯蔵管理の徹底により昨年を上回る品質に仕上がっており、270トンの出荷を見込み、4月上旬まで県内をはじめ京浜、長野、福岡の市場へ向けて出荷されます。

また、ファーマーズマーケット「島の恵み本店」では、冷蔵貯蔵したゆめほっぺを6月上旬まで販売する予定となっています。

## 給水車を導入しました

町では、緊急時や災害時の給水活動を行う給水車を導入し、3月28日に納車式を行いました。

この給水車は、最大で2000リットルの飲料水の積載が可能で、20リットルのポリ容器100個分の水を運ぶことができます。

また、後方には蛇口も装備されており、直接ポリ容器や給水袋に給水できるようなっています。

▶導入された給水車



## いざいざの時に

▶人形を使って、心臓マッサージ、人工呼吸やAEDの取り扱いを学びました



3月21日、山口県防災センターにおいて、「周防大島町スポーツ少年団救命講習会」が行われ、スポーツ少年団各競技の指導者や保護者など25名が参加しました。

講習会では、柳井消防署の救急救命士から、救急車がくるまでに行う、心臓や呼吸が止まった人への救命措置などについて指導を受けました。

参加者からは、「人形でも緊張したので、実際にはあたふたするのでは」「いざというときはやらないといけない」などの声が聞かれました。



## B & G 防災運動会



▶ 防災かりもの競走の様子

3月10日、B & G 海洋センター体育館で、B & G 防災運動会が開催されました。

この取り組みは、身体を動かしながら楽しく防災を学ぼうと実施されたもので、クイズ、防災かりもの競走、バケツリレーなどを4つのチームに分かれ、競いながら防災について学びました。

また、運動会後には、水消火器体験や非常食体験なども行われました。

## 安下庄スーパームーの市

3月23日、24日、安下庄海の市が「スーパームーの市」として開催されました。会場では、地元の水産物、野菜、果物やその加工品などの販売や音楽ライブ、フラなどのステージイベントも行われ、多くの方で賑わいました。

また、メバル3匹の総重量で競う「釣り大会メバルダービーin 周防大島」も一緒に開催され、優勝者の総重量は613gで、3匹ともに大きなメバルを釣り上げていました。



▶ 多くの店が軒を連ねました

## 元気ですか？ お気ですか？

こころは 保健師です

### 65歳からの暮らし方講座を開催しました

地域包括支援センターでは、65歳を迎え介護保険証を受け取られた方を対象に、周防大島町の現状や介護予防等に関することを知り、これからの高齢期の過ごし方を考える機会としていただくために、「65歳からの暮らし方講座」を2月14日、21日、28日の3回コースで開催しました。

1回目は「周防大島町の驚愕の歴史に学ぶ地域づくり」と題して椎木町長から周防大島町の歴史や人口問題等の町全体の概要説明があり、今後も色々な世代が暮らしやすい町づくりを目指し、住み慣れた町で元気に過ごしていただきたいというお話がありました。また、保健師からは周防大島の介護保険の状況について、今後も高齢化が進み、サービス利用の増加が予測されることから、介護保険料が上昇し、高齢者だけでなく若い世代の負担も大きくなるため、介護予防に取り組み健康で過ごすことが大切とお話しました。

2回目は講座の前に握力や血管年齢等の測定を行い、身体の状態を確認していただきました。講話では保健師から介護が必要

周防大島町保健師 弥益 奈々

■問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター

☎0820(73)5506

要となる原因等を説明し、健康寿命を延ばすためには生活習慣病予防+介護予防が必要であるとお伝えしました。また、「身体の変化と若さを保つ運動」をテーマに橘病院 理学療法士 野川征伸先生から自分の身体の変化に気づき、何歳になっても好きなことができるように身体を動かすことが大切であるとお話がありました。加えて、自宅で簡単に行える運動についても実技指導があり、皆さん真剣に取り組まれていました。

3回目は「65歳からのお金と生活のこと」と題して金融広報アドバイザーの中村久枝先生から老後を過ごすために必要なお金の話や医療保険・介護保険制度の話があり、皆さん熱心に耳を傾けていました。今回の講座を受講して「大島の現状がよく分かった」「健康で少しでも長く楽しく暮らしたい」などの感想をいただきました。これからの人生をどう生きたいかを考えることは自立した生活を送る上で大切なことだと思います。今後も講座を行う予定ですので、これから65歳を迎える方はぜひご参加ください。



お知らせのコーナー

募集

周防大島町地域おこし協力隊員を募集します

本町では、過疎化・高齢化対策の柱として定住促進を掲げ、町内の産業団体と「定住促進協議会」を設立し、「住まい」や「仕事」など移住定住者（希望者）に役立つ情報を提供するワンストップサービスに取り組んでいます。

移住定住希望者への情報発信や相談、移住定住後のサポート等を行うことで、定住の促進や地域の活性化に取り組んでいただける方を募集し

ます。

■業務

- ・周防大島町定住促進協議会の事務、事業の企画・実施
- ・移住定住希望者への情報提供
- ・移住定住者のサポート
- ・女性のための移住相談及びサポート
- ・空家の掘り起こし
- ・地域活動への参加
- ・移住フェア・連絡会議・研修会等への参加
- ・ホームページやブログなどによる情報発信

■募集人数等

・その他目的達成に資する活動  
 社会経験のある概ね25歳以上の方 1名

■勤務時間

1日7時間45分、1週38時間45分を基準とします。

■応募要件

- ・3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、委嘱後に周防大島町に住民票を移すことができる方

※応募の対象となる地域要件についてはお問い合わせください。

- ・普通自動車免許を取得している方
- ・パソコン操作が可能な方
- ・心身が健康である方

・地域協力活動に意欲と情熱を持っている方

■勤務地

周防大島町内（業務により町外での活動もあります）

■着任日

7月1日（応相談）

※委嘱期間は年度毎に更新、最長3年間更新できます。

■報酬等

月額17万1300円

■申込期限

5月10日（金）まで

■応募方法

提出書類により書類審査を

行います。審査結果は全員に通知します。

・応募用紙

・履歴書（写真貼付）

・レポート「私が周防大島町で取り組みたいこと」（1000字程度）

・住民票抄本

※応募用紙等は政策企画課でお渡しします。また、町ホームページからも印刷できます。提出書類は郵送、またはご持参ください。返却はいたしません。

■提出先・問い合わせ

〒742-2192

周防大島町小松126-2

周防大島町政策企画課

定住対策班

☎0820(74)1007

0820(74)1015

メールアドレス

seisakukikaku@town.suo-oshimaj.jp

（年齢、性別不問）

■勤務先

周防大島町立大島病院

■採用予定年月日

応相談

■勤務内容等

大島病院に来院される透析患者さんの送迎

■勤務日等

勤務予定表によります。（週1〜3回程度）

■申し込み方法

4月26日（金）必着で履歴書を郵送または直接お届けください。

■試験方法

面接試験

■申し込み・問い合わせ

〒742-2106

周防大島町小松1388-6

周防大島町病院事業局

総務部総務課

☎0820(74)2332

※詳細につきましてはお問い合わせください。

周防大島町奨学生募集

周防大島町奨学生募集

周防大島町奨学資金貸付規則により、次のとおり奨学生を募集します。

■対象

高校生（向学心に富み、経済的な理由により就学することが困難な方）

■募集人員 若干名

■貸与額 月額2万円

■申し込み方法

周防大島町教育委員会（総務課）または久賀・大島・橘の各公民館に備え付けの貸与願およびその他必要書類を添えてお申し込みください。

■返還方法

卒業後1カ年を経過した翌月から、貸与を受けた期間の2倍の期間内に、その全額を月賦または半年賦で返還していただきます。

■申込期限

5月15日(水)までに周防大島町教育委員会（総務課）または久賀・大島・橘の各公民館へお申し込みください。

■問い合わせ

教育委員会総務課  
☎0820(78)0700

**語学留学生募集**

夏休み期間中に「フィリピンセブ島」での語学留学生を募集します。

■研修先

フィリピン セブ島

■研修期間

8月4日(日)～8月17日(土)  
(予定)

■対象者

高校または高等専門学校の1～3学年に在学する生徒で、いずれも町内に居住し、英語学習に意欲をお持ちの方。

■募集人数 5名

■参加費用

経費(約30万円)の内、15万円を上限とし、町から補助します。(別途、海外旅行保険や旅券取得費用等の自己負担あり)

■募集期間 5月17日(金)まで

■応募方法

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■選考方法

応募者多数の場合、教育委員会において選考会を開き、第一次選考(書類および作文)、第二次選考(日本語および英語による面接)を経て研修生を決定します。

■申し込み・問い合わせ

教育委員会総務課  
☎0820(78)0700

**お知らせ**

**軽自動車税の減免制度のお知らせ**

身体障害者等が所有もしくは使用する軽自動車等について、障害の程度により一定の要件を満たしている方には、軽自動車税の減免制度があります。軽自動車税の減免申請期限は5月31日(金)です。

なお、減免のできる自動車は1人の障害者につき普通自動車を含め、1台に限られます。詳しくは、税務課または柳井県税事務所までお問い合わせください。

■問い合わせ

○軽自動車税

税務課 課税第1班

☎0820(74)1008

○自動車税

柳井県税事務所

☎0820(23)2121



**多言語通訳サービスを始めます!**

本年4月から周防大島町の総合支所など役場の窓口に来所された外国人住民の方を対象として、広島市と連携した多言語通訳サービスを開始します。

■サービスの概要

役場の窓口に来所された外国人住民の方が、お手続きやご相談などご用件の内容によって多言語対応を必要とされる場合、町職員の仲介により、広島平和文化センターの専門スタッフが電話で外国人住民の方とやりとりさせていただきます。通訳した内容を町

職員にお伝えするなどの支援をします。

■対応言語

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語

■対応時間

午前9時～午後4時

(土日、祝日、12月29日～1月3日および8月6日は除く)

※時期や時間帯によっては業務が集中し、直ちに対応できない場合があります。

■利用料

無料

■問い合わせ

政策企画課 地域振興班

☎0820(74)1007

**平成31年度出張年金相談**

《予約制》

■開設場所 久賀総合センター

■開設日 毎月第3火曜日

■開設時間 午前10時から正午まで  
午後1時から4時まで

■予約 相談希望日の前月1日から受け付けています。

※年金手帳、年金証書、振込通知書等、本人であることを確認できるものを必ずご持参ください。本人以外の方が相談される場合は、身分証明書(運転免許証等)と本人からの委任状が必要となります。

■申し込み・問い合わせ

岩国年金事務所

☎0827(24)2222



催し

「島のあさマルシェ」開催

毎年4月から12月にかけて開催しています。「島のあさマルシェ」が今年も始まります。新鮮な旬の野菜はもちろん、パンや加工品の販売、素敵なお手作りの雑貨が集まります。その日によって異なる特別なお昼ごはんも用意しておりますので、ぜひご来場ください。

■開催日

毎月第1・第3土曜日

午前10時～午後1時

(4月の開催日 4月20日(土))

■場所

八幡生涯学習のむら(久賀)

■参加費 無料

■主催

島のむらマルシェ実行委員会

■共催

島の生活文化研究会

■後援

周防大島町

■問い合わせ

島のむらマルシェ実行委員会(内田)

☎080・6539・7741

「寄り道バザール」  
トーク&ワークショップ

■日時

4月28日(日)

午後1時30分～

(第1部 午後1時30分～、第2・3部 午後3時30分～)

■場所

八幡生涯学習のむら(久賀)

●第1部

独立研究者 森田真生氏によるトークライブ「偶然の宴」

・参加費

一般 3000円

大学生 2000円

高校生以下 無料

●第2部

デザイナー 寄藤文平氏と編集者 三島邦弘氏によるワークショップ「おお!すおお!おおしま」

・参加費 無料

●第3部

周防大島ガイドマップ作り(周防大島を1枚の紙に!)

・参加費 無料

■後援

周防大島町教育委員会

■問い合わせ

寄り道バザール 中村明珍

☎090・4527・2906

島のくらしをおすすめわく  
〜春コース〜

●石窯ヒザづくり

■日時

5月8日(水)

午前9時～午後2時

・場所 大島地区 実施者宅

・体験料 1500円

・受入人数 5～6人

・募集締め切り 4月17日(水)

※昼食あり

●健康茶と郷土料理づくり

■日時

5月27日(月)

午前10時～午後2時

■場所

しまとぴあスカイセンター(小松)

・体験料 1500円

・受入人数 10人

・募集締め切り 5月17日(金)

※昼食あり

○各コースとも申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネット

ワーク事務局(農林課内)

☎0820(79)1002

第9回竹問題講演会

天竜川の川岸に茂る竹を切り、地域の方と景観を守っている天竜川下りの船頭さんが、竹を使った地域の方との活動についてお話しいただきます。

■日時

5月11日(土)

午後1時30分～3時

■場所

大島文化センター

■入場料

無料

■主催

NPO法人周防大島ふるさとづくりのん太の会

■後援

周防大島町

■協賛

周防大島観光協会、周防大島町文化振興会

■問い合わせ

☎0820(74)2150

(FAX兼・のん太の会)



農地の賃借料情報を提供します

平成30年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借(66筆)における賃借料水準(10aあたり)は、左表のとおりとなっています。

■問い合わせ

農業委員会(農林課内)

☎0820(79)1002

●周防大島町農地賃借料情報

農地の区分		平均額	最高額	最低額
田(水稲)の部	基盤整備地域	6,800円	10,300円	2,100円
	未整備地域	9,100円	16,900円	4,400円
畑(普通畑)の部		2,800円	2,800円	2,800円
畑(樹園地)の部		11,800円	24,900円	4,800円

※農地の賃借の方法は、上記のほか、借賃の発生しない「使用貸借」(平成30年実績129筆)があります。畑(樹園地)については、せとみを含む賃借料です。

はかりの定期検査

今年も定期検査受検の年です

取引または証明に使う「はかり」は計量法の定めにより、2年に1回行われる定期検査に合格しなければ使用することができません。

今年も、定期検査の年になっていきますので、該当する「はかり」をお持ちの方は必ず検査を受けてください。

関係者の方（平成29年に受検された方）には、事前に郵送で通知いたしますが、取引・証明に使用する「はかり」を所有しているのに通知が届かない方は、商工観光課にお問い合わせください。

「取引・証明」とは？

「取引」とは、有償、無償であるかを問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為。（はかりを使って重量を量って物を売買したり、運送・保管等に伴う料金等を決める場合など）

「証明」とは、公にまたは業務上、他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。

（はかりで量った重量を相手等へ知らせる行為で、病院や

学校または保育園などで健康診断等に用いるものなど）

検査に持参するもの

- ・はかり本体（清掃したもの）
- ・手数料

※ただし、計量士による代行検査を受けているもの、検定等に合格して間のないもの等

は、この検査を受ける必要はありません。

問い合わせ

商工観光課  
0820(79)1003

または(一社)山口県計量協会  
083(986)2591

検査の日程および場所

検査日	時間	場所
5月9日(木)	11:00～12:00	日良居庁舎
	13:30～14:00	油字公民館
	14:30～15:00	和田出張所
5月10日(金)	11:00～12:00	東和総合センター
	13:00～13:30	油田出張所
	14:30～15:00	商工会東和支所
5月13日(月)	11:30～12:00	旧沖家室小学校
	13:00～13:30	佐連会館
	14:00～15:00	白木出張所
5月14日(火)	11:00～12:00	大島文化センター
	13:00～15:00	
5月15日(水)	11:00～12:00	蒲野農村環境改善センター
	13:30～15:00	沖浦農村環境改善センター
5月16日(木)	11:00～11:30	椋野出張所
	13:00～15:00	農業者健康管理センター
5月17日(金)	11:00～12:00	たちばなケアプラザ
	13:00～15:00	

※5月20日(月)から7月31日(木)までは、山口県計量協会において実施します。(事前連絡必要)

男性フラ教室「カネフラ48」参加者募集中!

明治時代に3914名もの人々がハワイ移民として海を渡った歴史を持つ周防大島は、近年では「瀬戸内のハワイ」の愛称で親しまれ、夏の毎週土曜日に開催されるサタフラをはじめ、フラダンサーの皆さんで賑わうフラの聖地として人気を博しています。

フラといえば女性をイメージされる方も多いのではないかと思います。ハワイの伝統航海力ヌー「ホクレア号」が2007年5月に周防大島へ寄港した際、力強い男性のフラダンス、カネフラ(※1)を目の当たりにしました。

サタフラでも男性のフラグループの出演が見られはじめた昨今、このたびサタフラの名物司会でおなじみTommy米沢さんの呼びかけのもと、周防大島にカネフラ教室「KANEHULA(カネフラ)48」を開講しました!

島スクエア(旧田布施農高大島分校跡)

を教室に、アロハアンバサダー(※2)の皆さんを講師にお迎えして、夏のサタフラ出演を目指し、隔週で練習に励んでいますので、この機会にフラにチャレンジしてみたい男性の方はお気軽にご参加ください。

※1 ハワイ語のカネは男性を意味します。

※2 アロハアンバサダーとは周防大島在住のフラダンサーで組織された観光大使です。



問い合わせ

(一社)周防大島観光協会  
0820(72)2134

## ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください

周防大島町では、家庭における健全な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため「家庭児童相談室」を設置し、児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、ひとり親家庭等に対し総合的な自立支援を行うため、母子・父子自立支援員による相談もお受けしています。

### 家庭児童相談

(家庭相談員の相談支援内容)

0歳から18歳までの子どもさんに関する心配ごとについて、家庭相談員が相談に応じています。

～こんな問題を抱えていませんか？～

- 生活・情緒・生活習慣などの悩み
- ことばの遅れ、学習の遅れなど
- 学校、保育所(園)などの生活で困った態度、不登校など
- 乱暴、家出、夜遊びなどの非行の悩み
- 子どもとの関わり方がわからない、いらいらしてつい叩いてしまう等の養育上の悩み
- 家族関係の悩み

※子どもに関することなら、何でもご相談ください。  
※必要に応じて児童相談所、教育委員会、健康増進課等と連携しています。

※ご本人ご家族からだけに限らず学校、保育所(園)、近所のみなさまからのご相談にも応じています。

### ひとり親家庭の相談

(母子・父子自立支援員の相談支援内容)

ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている様々な悩みごとについて、母子・父子自立支援員が相談に応じ、問題解決のお手伝いやアドバイスを行います。

- 配偶者との死別、未婚、離婚などによるひとり親家庭の生活に関する相談全般
- 利用できる各種手当、制度に関する相談全般
- 子どもの高校・大学等の修学費用や父母の技能習得費用、その他貸付に関する相談
- 資格取得、職業訓練、就職活動に関する相談

※相談は無料で、個人の秘密は守られますので安心してご相談ください。

※訪問などで不在の場合もありますので、あらかじめ電話でご確認ください。電話や手紙などでも相談できます。

#### ◆受付窓口および問い合わせ

家庭児童相談室(福祉課) ☎0820(77)5505  
受付時間(平日のみ)午前8時30分～午後5時15分

## サザンセット カップリングパーティー in 田布施馬島 参加者募集!

～素敵な出会いをお探しの方、真剣にお付き合いしたい方を大募集します～

- ◆日時 6月2日(日)  
午前9時30分～午後4時10分  
(受付:午前9時15分～ 麻里府公民館)
- ◆場所 のんびらんどうましま(田布施町馬島71)
- ◆参加資格
  - ・男性・・・20歳～45歳の独身者で、柳井地域(柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町)にお住まいの方
  - ・女性・・・20歳～45歳の独身者(住所は問いません)
- ◆参加費  
男性・女性 各3,680円(昼食代含む)  
※別途往復渡船料320円が必要です。渡船料は港にて渡船運航者へ直接お支払いください。
- ◆定員 男性、女性 各20名
- ◆内容 地元の魚介と野菜を楽しみながら交流する

- B B Q
- ◆申し込み方法  
らくよりドットコム HP (<http://rakuyori.com>)の専用申込フォームから予約してください。
- ◆申込受付 5月24日(金)まで  
※応募者多数の場合は、申込締切後に抽選となりますが、締切前であっても、募集を打切ることがあります。結果につきましては、抽選後ご連絡致します。
- ◆主催 柳井地区広域行政連絡協議会
- ◆協力
  - ・(一社)やまぐち定住促進県民活動ネットワーク
  - ・のんびらんどうましま
- ◆問い合わせ  
周防大島町政策企画課 地域振興班  
☎0820(74)1007



竜崎温泉温水プール指導日  
(4月21日～5月20日)

実施日	
4月	25日(休)
5月	2日(木)、7日(火)、9日(木)、10日(金)、 14日(火)、16日(木)、17日(金)、28日(火)、 30日(木)、31日(金)

- ・65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。
- ・指導時間は午前10時～午後3時30分です。
- ・実施日等は事情により変更することがあります。

◆問い合わせ 介護保険課 地域包括支援センター  
☎0820(73)5506

ワンテーマディスカッションを  
開催しています

町民の皆さんが積極的に町政運営に参画する仕組みとして、町長自らが町民の皆さんのところに出向き、自由な雰囲気の中でひざを交えて話し合いを行い、町民の「声」を聴く意見交換会「町長と意見交換会(ワンテーマディスカッション)」を実施しています。平成30年度に開催された意見交換会は表のとおりです。



▲昨年12月5日大島地区での意見交換会の様子

開催日	場所	テーマ
12月5日	大島	保育行政について

◆問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班  
☎0820(74)1007

皆さんにも多くの出会いや変化があるのではないかと思います。私が担当している周防大島チャンネルでも「しまっこつうしんすくすくおおしま」という新番組をお届けしようと思っています。

この番組は、現在1歳半の子どもの育児に毎日悪戦苦闘中の私が「周防大島での子育てについてもっと深く知りたい!」と思ったことがきっかけで企画させていただきました。保育料自



SHIMASHIMA TIMES

6

政策企画課

☎0820(74)1007

皆さん、こんにちは!地域おこし協力隊、周防大島チャンネル担当の柴田です。早いもので移住してから半年が経ち、周防大島ではじめての春を満喫しています。

体が安く、2人目から保育料は無料。そして医療費は中学校卒業まで無料など、子育てサポートが充実していることはもちろんですが、なにより瀬戸内の海に囲まれた自然豊かな美しい環境で、子どもたちは健やかに成長している。周防大島は子育てしやすいところだと、わかっているつもりでも実際に育児をしていると、やはりなにかと疑問は浮かんでくるもの…。

そんな子育てにまつわる疑問やお役立ち情報を発信、そして大島の元気な子どもたちの姿を通して、子育て世代はもちろん、これから子育てされる方やおじいちゃん・おばあちゃん世代にも思わず「へえ〜!」と言っていただけのような楽しい番組にしたいと思っています。

ちなみに第1回目(4月16日(4月22日放送分))では子育て世代包括支援センターOhana(オハナ)さんにお邪魔して保健師さんへのインタビューや育児相談の様子を撮影させていただきました。

妊娠・出産・子育てに関する



▶しまっこたちの元気な姿もたっぷりお届けします!

ワンストップ窓口であるOhanaさん。初回から知らないことばかりで保健師さんのお話に驚いてばかり…本当に勉強になりました!

育児相談では、お母さんと一緒にやってきた子どもたちが元気いっぱい!撮影しながら思わずこちらも笑みがこぼれてしまいました。今後も様々な方にお話を聞かせていただいたり、いろいろな場所にお邪魔していく予定ですので、お楽しみに!

4月	
21日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 安本医院 ☎73-0822)
22日(月)	
23日(火)	
24日(水)	
25日(木)	育児相談 (10:00～11:30 しまとびあスカイセンター)
26日(金)	
27日(土)	
28日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 野村医院 ☎76-0017)
29日(月)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 しまかぜ診療所 ☎78-2533) お大師堂めぐり歩け歩け大会 (9:00～受付 すばーく大島 (西屋代))
30日(火)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 川口医院 ☎78-0306)
5月	
1日(水)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 山中クリニック ☎72-0152)
2日(木)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 おげんきクリニック ☎74-2490)
3日(金)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 川口医院 ☎78-0306)
4日(土)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 野村医院 ☎76-0017)
5日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 安本医院 ☎73-0822)

6日(月)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 しまかぜ診療所 ☎78-2533)
7日(火)	
8日(水)	ちょび塩の日PR活動 (10:00～12:00 Aコープ東和店)
9日(木)	
10日(金)	こころの相談会 (10:00～12:00 【要予約】) 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504 育児相談 (10:00～11:30 日良居庁舎)
11日(土)	
12日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 山中クリニック ☎72-0152)
13日(月)	
14日(火)	
15日(水)	1歳6か月児健康診査 (13:00～13:30 (受付) 日良居庁舎)
16日(木)	
17日(金)	
18日(土)	
19日(日)	休日在宅当番医 (9:00～17:00 野村医院 ☎76-0017)
20日(月)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(73)5504</li> <li>○妊娠・出産・子育てに関するお問い合わせ 子育て世代包括支援センターOhana ☎0820(73)5511</li> </ul>	

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています。

◆大島病院 ☎74-2580 ◆東和病院 ☎78-0310 ◆橋病院 ☎77-1000

《5月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	8日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	8日(水)	10:00～10:30
風しん抗体検査	8日(水)	10:30～11:00
HIV抗体検査	8日(水)	14:00～16:00

相談内容	実施日	時間
発達クリニック	9日(木)	13:00～16:00
心の健康相談	21日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	24日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

### 特設人権相談所

日時 5月8日(水) 午前9時30分～正午  
 場所 大島庁舎  
 相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題  
 相談員 人権擁護委員  
 問い合わせ 福祉課  
 ☎0820(77)5505

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

### 人の動き (4月1日現在) ※増減は対前月比

人口	16,132人	(84人減)
男(日本人)	7,390人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉                      増：出生 3人                      転入 74人小計 77人                      減：死亡 32人                      転出 128人小計 160人</small>
女(日本人)	8,651人	
外国人	91人	(1人減)
世帯数	9,177戸	(35戸減)

### 周防大島町交通事故発生状況 (平成31年2月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
2	0	3
前年比		
-1	±0	±0

物損事故件数		
45	前年比	-13

【訂正】 広報平成31年3月号の「周防大島町へ寄附」欄に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。

〈誤〉 周防大島町商工会 橘支部  
 〈正〉 周防大島町商工会青年部 橘支部



周防大島町ホームページ

<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>

Eメール

[seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp](mailto:seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp)

このコーナーはPDF版では掲載していません。

発行◆山口県周防大島町

編集◆政策企画課(周防大島町大字小松126-2)

☎0820(74)1007

印刷◆中村印刷㈱ ※広報すおう大島は再生紙を使用しています。

### お大師堂めぐり歩け歩け大会

- 日時 4月29日(月・祝) 午前9時30分～午後4時(受付 午前9時～)
- 会場 すば一く大島(スタート地点) ※当日受付もあります
- 内容 大島八十八か所霊場の内、屋代平野に点在しているお大師堂をご家族の方などと一緒に、巡っていただきます。※軽トラマーケットも同時開催します。出店車募集中。(軽トラ500円、その他軽自動車1,000円) ※申し込み締切日4月22日(月)
- 問い合わせ (一社)周防大島観光協会 ☎0820(72)2134